

議案第9号

高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、公金事務（公金の徴収若しくは収納又は支出に係る事務）の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

- ・公金事務の私人への委託に関する根拠規定の見直しに伴う改正

「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改めます。（第8条第4項）

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和60年高根沢町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条</p> <p>4 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定により第1項に規定する手数料の徴収を委託された私人は、第2項に規定する手数料の額に基づき、一般廃棄物排出者から手数料を適正に徴収し、かつ、町長が定める規則に基づき手数料を町へ納入しなければならない。</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条</p> <p>4 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条</u>の規定により第1項に規定する手数料の徴収を委託された私人は、第2項に規定する手数料の額に基づき、一般廃棄物排出者から手数料を適正に徴収し、かつ、町長が定める規則に基づき手数料を町へ納入しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。